別表

基準点等名称及び仕様

公共基準点

名　称	仕　様	設置場所	摘　要
1級基準点	金属プレート	屋上	図根三角点と兼用
2級基準点	金属プレート	屋上・地上	図根三角点と一部兼用
3級基準点	金属プレート	道路上	
4級基準点	金属座金（ｱﾙﾐ製）	道路上	

地籍図根点

名　称	仕　様	設置場所	摘　要
図根三角点（一次）	金属プレート	屋上	1級基準点と兼用
図根三角点（二次）	金属プレート	屋上・地上	2級基準点の一部と兼用
図根多角点	真鍮製・金属座金（各基礎付）	道路上	図根多角本点
図根多角点	金属座金（ｱﾙﾐ製）（真鍮製）	道路上	
細部図根点	金属座金（ｱﾙﾐ製）	道路上	

都市再生基本調査街区基準点

名　称	仕　様	設置場所	摘　要
街区三角点	真鍮製（基礎付）	道路上	
街区多角点	真鍮製（基礎付）	道路上	
街区三角点節点 街区多角点節点	座金（ｱﾙﾐ製）（ﾌﾟﾗｽﾁｯｸ製）	道路上	

※　基礎付はコンクリートブロック製基礎

※　ただし、この表に該当しない場合は、別途指示による。

図1

1.一級基準点　兼　地籍図根三角点　　（金属プレート）

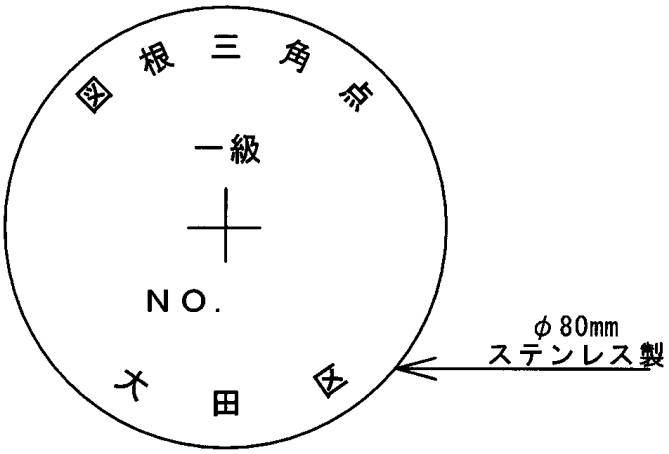

2.二級基準点　兼　地籍図根三角点　　（金属プレート）

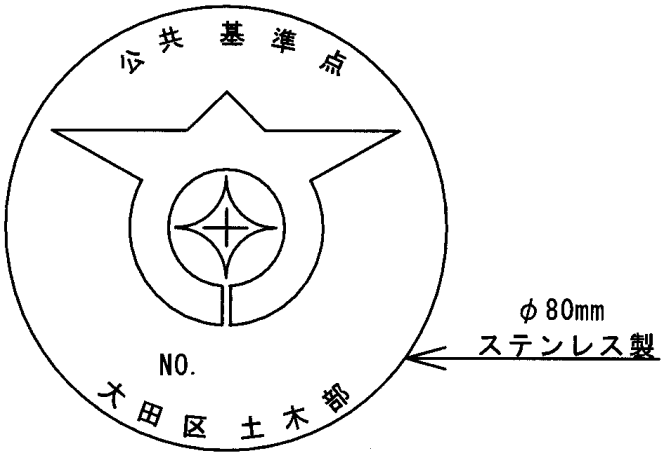

図2

3. 三級基準点

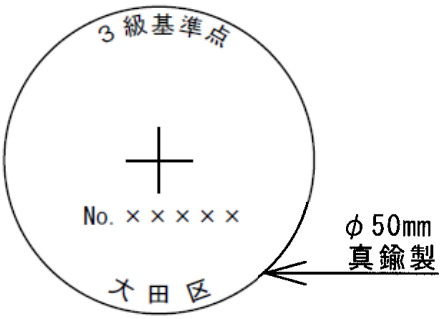

4. 四級基準点（金属座金）

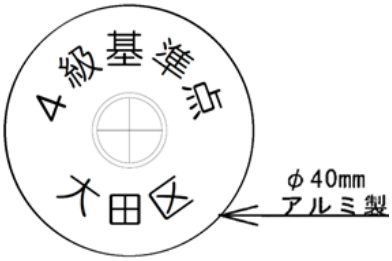

5. 図根多角点

本点（金属プレート）

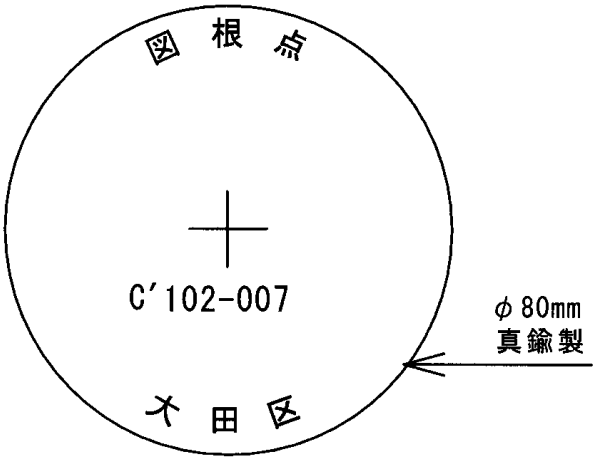

6. 図根多角点

（金属プレート）

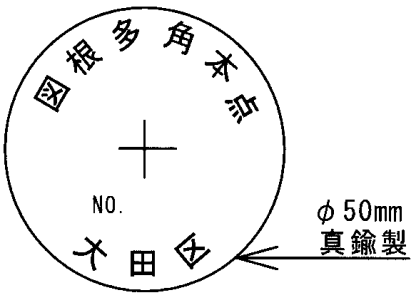

（金属座金）

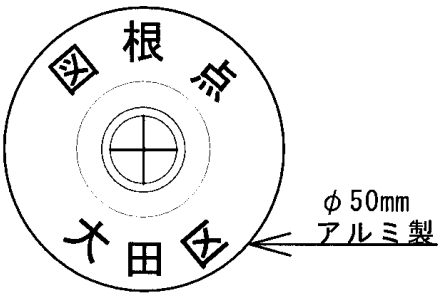

図3

7. 都市再生街区基本調査

街区三角点

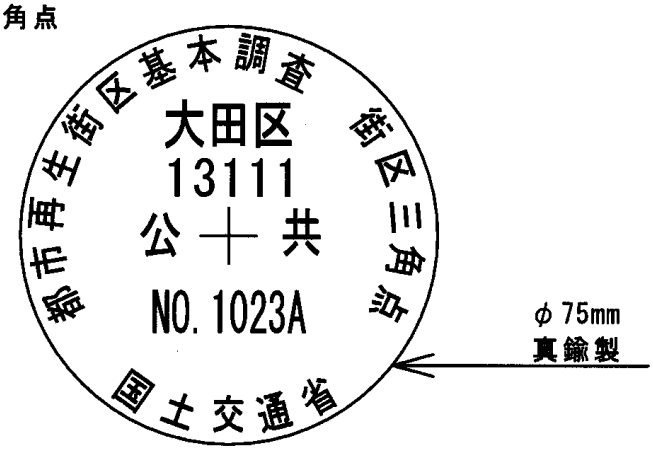

街区多角点

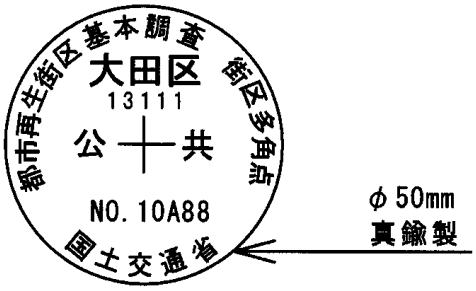

街区三角点節点
街区多角点節点

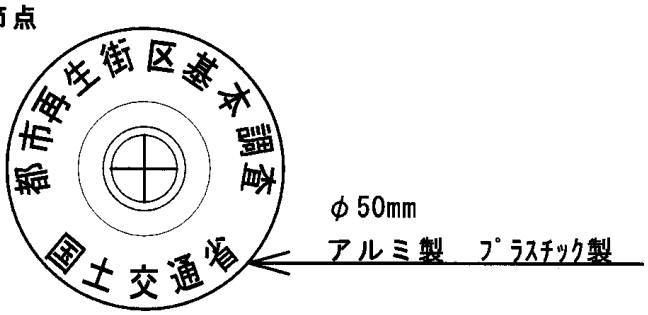

※　上記の凡例に該当しない場合は、別途指示によること。

別紙1

基準点等効用確認測量

1 基準点等効用確認測量

区が設置した基準点等は高い精度を持つ測量の標識であるので、基準点等に近接して工事を施工する場合、基準点等の効用に影響を及ぼすことが考えられる。この、基準点等への工事影響について確認するための作業が効用確認測量である。

2 効用確認測量作業の手順

（1） 引照点の設置、観測
（2） チェックポイントの設置・観測
（3） 「基準点等付近の工事施工届出書」の提出（区所管工事の場合は協議書）
（4） 届出に対する区の確認を受け、工事施工
（5） 効用確認
（6） 「基準点等付近の工事施工しゅん工報告書」の提出

3 効用確認測量作業方法

（1） 引照点の設置・観測作業・・・・・・・・（工事着手前に行う。）

① 引照点の設置

・ 引照点は、基準点等から5～20m程度離れた所に基準点等を通る、十字で交差する直線の両端に配置する。
・ この2つの直線は、<u>およそ 90 度で交差させる</u>。
・ ただし、状況に応じて作業方法を変えることができる。（一直線、T 字、V 字）

② 引照点の観測

・ 引照点（器械点）から基準点等間を計測する。（mm単位で計測）

（2） チェックポイントの設置・観測作業

① チェックポイントの設置

・ 工事影響区域外の不動点（建物、門、塀基礎等）にチェックポイントを設置する。
・ チェックポイントを民有地に設置しペイント等を付ける場合は地権者の承諾を得ること。
・ 異なる方向に**4箇所**設置する。
（チェックポイントを道路上に鋲を打って設定することは避けること。）
・ チェックポイントと基準点との距離は、5m以内程度を目安にする。
（測量方法により上記の距離を、5m以上にすることができる。）

② 基準点等とチェックポイントとの距離を計測する。（水平距離をmm単位で計測）

・ チェックポイントの判別が難しい場合は、チェックポイント間の距離も計測する。
・ 基準点等とチェックポイントの高低差を計測する。（cm単位で計測）

③ 効用確認測量図作成

・効用確認測量図　（別図参考）
・基準点等の種別、必要であればその状態
・チェックポイント点の種別と位置及び高さ
・図面の方位、目標（○○宅、○○アパート等）
・基準点等が複数ある場合、別に全体の見取り図を作成し番号を付記

④　写真撮影
・基準点等、基準点等の周辺、引照点、器械点、全チェックポイントが確認できるように撮影する。
・工事着手前の基準点等の状態が確認できるように撮影する。

（3）「基準点等付近の工事施工届出書」の提出（区所管工事の場合は協議書）
次に掲げる図書を添付する。
①　位置図（1/2000 程度の地図に対象の基準点をプロットしたもの）
②　平面図（効用確認測量図）
掘削位置と基準点等の位置関係を明示したもの
③　写真（近景・遠景）
④　その他

（4）工事施工
届出に対する区の確認を受け、工事を施工する。

（5）効用確認作業・・・・・・・・・（舗装復旧等の完了後に行う）
効用確認測量図による効用確認作業を行う。
①　引照点（器械点）と引照点を結ぶ直線上に基準点等がくることを確認する。
②　引照点からの基準点等までを再観測（計測）する。
③　基準点等を工事前に設置したチェックポイントから再観測（計測）する。

（6）「基準点等付近の工事施工しゅん工報告書」の提出
次に掲げる図書を添付する。
①　位置図
②　平面図（効用確認測量図）
基準点等、異常の有無が確認できる測量資料
工事施工前の距離及び工事施工後の距離を2段書きすること。
③　写真（近景・遠景）
④　その他

4　区の担当者と現地を確認
基準点等効用確認報告に基づき、区が効用阻害について判定し、必要に応じて現地の確認を行う。

記入方法及び参考図

効用確認測量図	
調　査　日	令和　　年　　月　　日
基準点等の所在地	大田区○○丁目○番○号先
基準点等の種類	図根点　　街区基準点
基準点等の番号	（真鍮製・アルミ製）

凡　例	
図　根　点	◎
引　照　点	●
ﾁｪｯｸﾎﾟｲﾝﾄ（CP）	○
近　接　工　事	▨

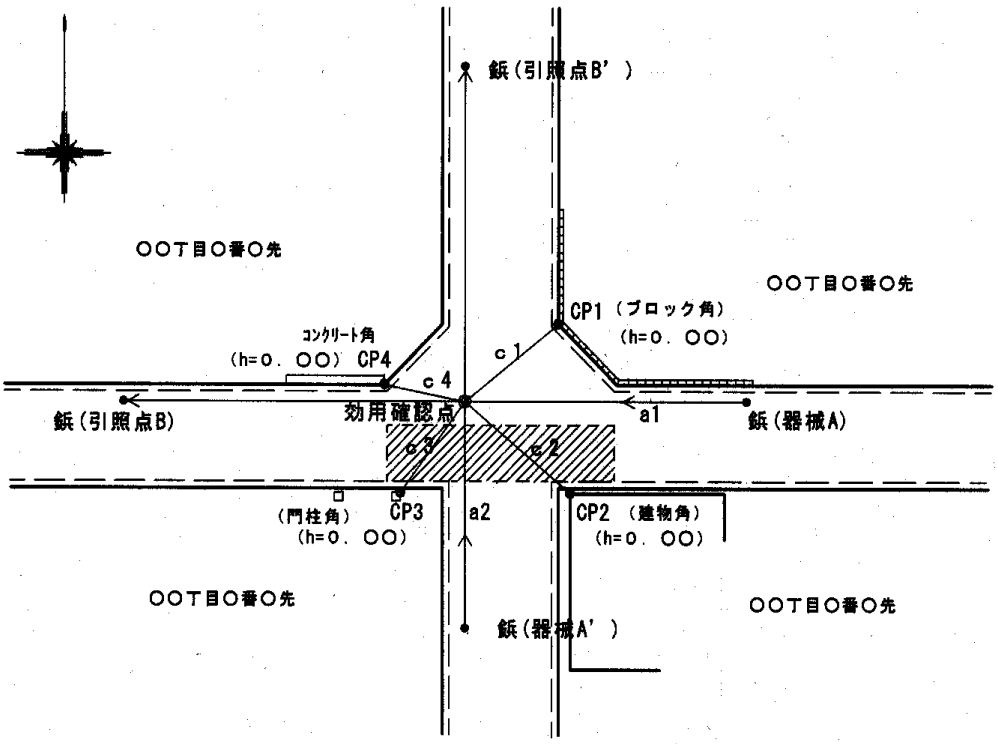

・器械点Ａから効用確認点を視準し直線上に引照点Ｂを設置し、効用確認点までを測距する。これと交差するように、２方向行う。

・効用確認点から４方向に不動点のチェックポイントを設置して、測距する。

（測距　0.000m で記載）

効用確認測量・復元測量　引照点測定例

①十字型

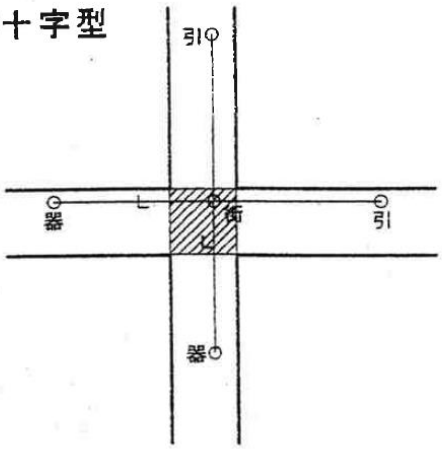

②T字型

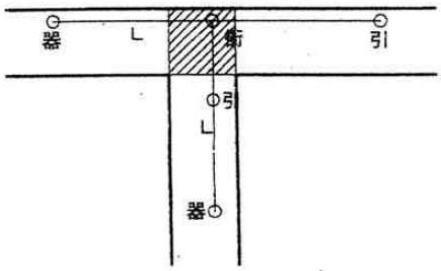

③変形型

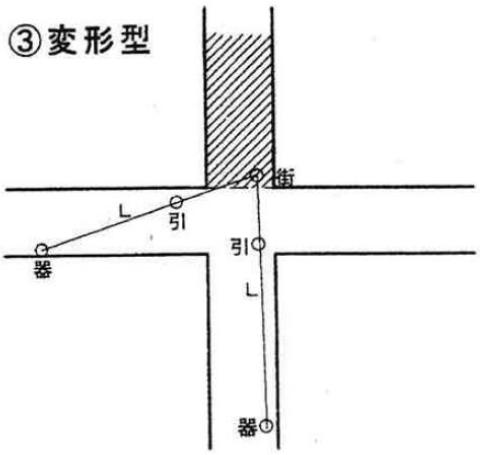

④V字型

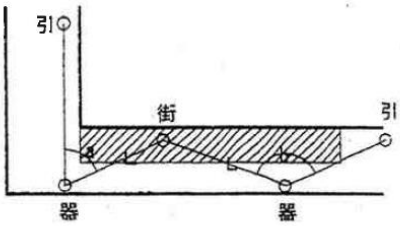

⑤一直線型

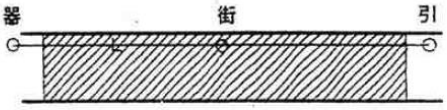

⑥L型先行

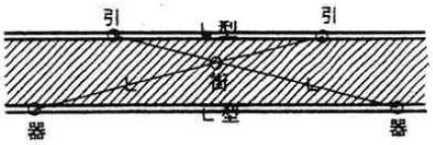

⑦引照点視準

引照点の角度を測定する。

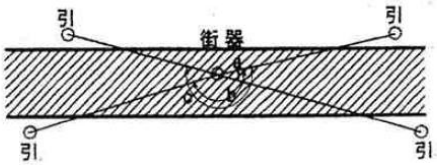

o 街	街区基準点・図根点
o 器	器械点
o 引	引照点
L	街から器までの距離 (10～20m位)
a b c	角　度

※　この他にチェックポイント4箇所を測定する。（5m以内位）

上記の方法で出来ない場合は区担当と協議すること。

別紙2

基準点等復元測量

1 基準点等復元測量

基準点等を撤去した後これを復元するためには、広域にわたる高い精度の測量が要求される。しかし、工事着手前に基準点等の引照点を設置し観測を行い、その成果に基づき基準点等を復元することにより、これらの測量作業を簡略化することができる。この一連の測量作業が基準点等復元測量である。

2 復元測量作業の手順

（1） 引照点の設置、観測
（2） チェックポイントの設置・観測
（3） 「基準点等保全届出書」の提出（区所管工事の場合は協議書）
（4） 届出に対する区の承認を受け、工事施工
（5） 復元作業
（6） 「基準点等保全完了届」の提出

3 復元測量作業方法

（1） 引照点の設置・観測作業・・・・・・・・（工事着手前に行う。）

① 引照点の設置

・ 引照点は、基準点等から5～20m程度離れた所に基準点等を通る、十字で交差する直線の両端に配置する。
・ この2つの直線は、<u>およそ 90 度で交差させる</u>。
・ ただし、状況に応じて作業方法を変えることができる。（一直線、T 字、V 字）

② 引照点の観測

・ 引照点（器械点）から基準点等間を計測する。（mm単位で計測）

（2） チェックポイントの設置・観測作業

① チェックポイントの設置

・ 工事影響区域外の不動点（建物、門、塀基礎等）にチェックポイントを設置する。
・ チェックポイントを民有地に設置しペイント等を付ける場合は地権者の承諾を得ること。
・ 異なる方向に**4箇所**設置する。
（チェックポイントは道路上に鋲を打って設定することは避けること。）
・ チェックポイントと基準点との距離は、5m以内程度を目安にする。
（測量方法により上記の距離を、5m以上にすることができる。）

② 基準点等とチェックポイントとの距離を計測する。（水平距離をmm単位で計測）

・チェックポイントの判別が難しい場合は、チェックポイント間の距離も計測する。
・基準点等とチェックポイントの高低差を計測する。（cm単位で計測）

③ 復元測量図作成

・復元測量図　（別図参考）

・基準点等の種別、必要であればその状態

・チェックポイント点の種別と位置及び高さの目安

・図面の方位、目標（○○宅、○○アパート等）

・基準点等が複数ある場合、別に全体の見取り図を作成し番号を付記

④ 写真撮影

・基準点等、基準点等周辺、引照点、器械点、全チェックポイントが確認できるように撮影する。

・工事前の基準点等の状態が確認できるように撮影する。

（3）「基準点等保全届出書」の提出（区所管工事の場合は協議書）

次に掲げる図書を添付する。

① 位置図（1/2000 程度の地図に対象の基準点をプロットしたもの）

② 平面図（復元測量図）

掘削位置と基準点等の位置関係を明示したもの

③ 写真（近景・遠景）

④ その他

（4） 工事施工

届出に対して後日発行される承認書を受領後に、工事を施工する。

（5） 復元作業・・・・・・・・・（舗装復旧等の完了後に行う）

復元測量図による復元作業を行う。

① 引照点と引照点を結ぶ直線上に引照点から基準点等までの距離を計測する。

② チェックポイントから計測した点と、引照点で観測された点とが同一点であることを確認して基準点等を復元する。

（6）「基準点等保全完了届」の提出

次に掲げる図書を添付する。

① 位置図

② 平面図（復元測量図）

工事施工前の距離及び復元後の距離を2段書きすること。

③ 写真（近景・遠景）

④ その他

4 区の担当者と現地を確認

必要に応じて現地の確認を行う。

記入方法及び参考図

復　元　測　量　図	
調　　査　　日	令和　　年　　月　　日
基準点等の所在地	大田区○○丁目○番○号先
基準点等の種類	図根点　　街区基準点
基準点等の番号	（真鍮製・アルミ製）

凡　　例	
復元図根点	◎
引　照　点	●
ﾁｪｯｸﾎﾟｲﾝﾄ（CP）	○
工　事　範　囲	

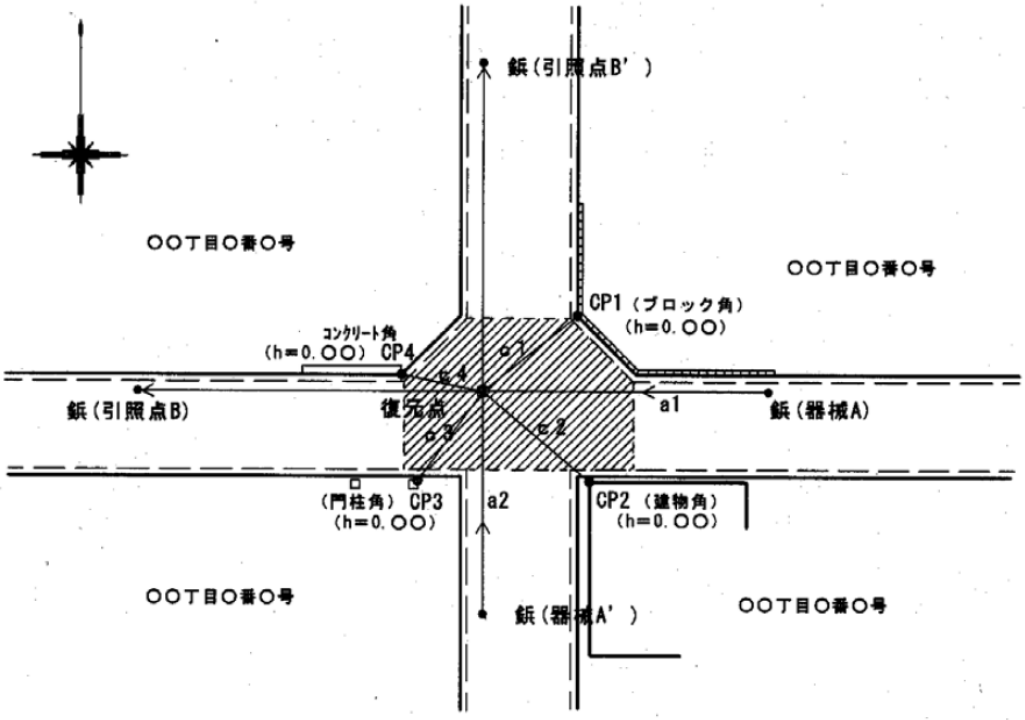

・器械点Ａから復元点を視準し直線上に引照点Ｂを設置し、復元点までを測距する。
これと交差するように、２方向行う。

・復元点から４方向に不動点のチェックポイントを設置して、測距する。

（測距　0.000m で記載）

別紙3

オフセット作業

1 オフセット作業

オフセット作業とは、区が設置した基準点に近接して工事を施工する場合、又は工事区域内にある基準点を一時撤去し、後日これを復元するため、工事着手前に基準点のオフセットを観測し、その成果に基づき基準点の効用確認又は復元する作業である。

2 オフセット作業の手順

（1） オフセットポイントの設置、観測

（2） 「基準点等保全届出書（基準点等付近の工事施工届出書）」の提出（区所管工事の場合は協議書）

（3） 届出に対する区の確認又は承認を受け、工事施工

（4） 復元又は効用確認

（5） 「基準点等保全完了届（基準点等付近の工事施工しゅん工報告書）」の提出

3 オフセット作業方法

（1） オフセットポイントの設置、観測作業・・・・・・・・（工事着手前に行う。）

① オフセットポイントの設置

・ 工事影響区域外の不動点（建物、門、塀基礎等）にオフセットポイントを設置する。

・ オフセットポイントを民有地に設置しペイント等を付ける場合は、地権者の承諾を得ること。

・ 異なる方向に**4箇所**設置する。

（道路上に鋲を打ってオフセットポイントとすることは避けること。）

・ オフセットポイントと基準点との距離は、5m以内程度を目安にする。

② 基準点等とオフセットポイントとの距離を計測する。（水平距離をmm単位で計測）

・オフセットポイントの判別が難しい場合は、オフセットポイント間の距離も計測する。

・基準点等とオフセットポイントの高低差を計測する。（cm単位で計測）

③ 写真撮影

・ 工事前の基準点等の状態が確認できるように撮影すること。

・ オフセットポイントが明確にわかるように撮影すること。

④ オフセット図の作成

・ オフセット図　（別図参考）

・ 基準点等の種別、必要であればその状態

・ オフセットポイントの種別と位置及び高さの目安

・ 図面の方位、目標（○○宅、○○アパート等）

・ 基準点等が複数ある場合、別に全体の見取り図を作成し番号を付記

(2) 「基準点等保全届出書(基準点等付近の工事施工届出書)」の提出(区所管工事の場合は協議書)

次に掲げる図書を添付する。

① 位置図(1/2000 程度の地図に対象の基準点をプロットしたもの)

② 平面図(オフセット図)

③ 写真(近景・遠景)

④ その他

(3) 工事施工

届出に対する区の確認又は承認を受け、工事を施工する。

(4) 復元又は効用確認を行う・・・・・・・・・(舗装復旧等の完了後に行う。)

しゅん工後、オフセット図により復元又は効用確認を行う。

(5) 「基準点等保全完了届(基準点等付近の工事施工しゅん工報告書)」の提出

次に掲げる図書を添付する。

① 位置図

② 平面図(オフセット図)

工事施工前の距離及び工事施工後の距離を2段書きすること。

③ 写真(近景・遠景)

④ その他

4 区の担当者と現地を確認

必要に応じて現地の確認を行う。

記入方法及び参考図

オフセット図

調　査　日	令和　　年　　月　　日
基準点の所在地	大田区〇〇丁目〇番〇号先
基 準 点 番 号	（真鍮製・アルミ製）

凡　例	
基　準　点	⊙
オ フ セ ッ ト	∘
工 事 範 囲	

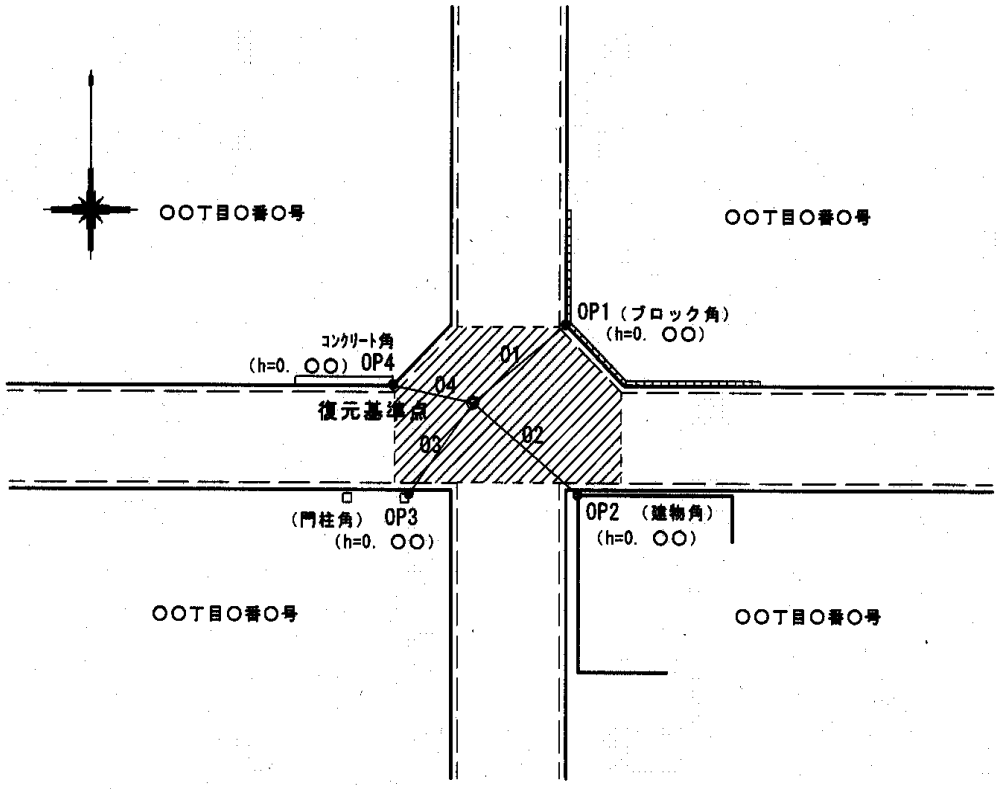

・基準点から４方向に不動点のオフセットポイントを設置して、測距する。

（測距　0.000m で記載）

別紙4

基準点等機能回復測量

1　基準点等機能回復測量

基準点等の引照点設置・観測作業を行わずに、基準点等を撤去した場合に行う、基準点等の機能回復作業を基準点等機能回復測量という。

2　基準点等機能回復測量作業の手順

（1）「基準点等機能回復届出書」の提出
（2）届出に対する区の承認を受け、基準点等の設置（新点）
（3）基準点測量
（4）測量成果の作成及び「基準点等機能回復完了届」の提出
（5）測量成果の修正

3　基準点等機能回復測量作業方法

（1）「基準点等機能回復届出書」の提出

次に掲げる図書を添付する。

① 位置図（1/2000 程度の地図に対象の基準点をプロットしたもの）
② 平面図
③ 写真（近景・遠景）
④ 工程表
⑤ その他

（2）基準点等の設置（新点）

区が指定する位置へ、指定する構造の基準点等を設置する。

（3）基準点測量

区の指定する測量方法及び精度による基準点測量を行う。また、作業については作業規程による。

（4）測量成果の作成及び「基準点等機能回復完了届」の提出

基準点測量作業の成果を作成し、測量の精度が作業規程の基準の範囲内に入っていることを確認のうえ、「基準点等機能回復完了届」を提出する。基準の範囲外の場合は、再度、基準点測量作業を行う。

（5）測量成果の修正

区の所有する測量成果のうち、本作業により変更された内容についての修正を行う。